

事務連絡
令和4年5月18日

不動産関係団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行並びにそれに伴う借地借家法施行令及び借地借家法施行規則の制定について（依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号。以下「整備法」といいます。）において、行政や民間の各種手続における押印・書面に係る制度の見直しのため、48の法律が一括改正されることとなり、整備法における借地借家法（平成3年法律第90号）及び大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成25年法律第61号）の改正規定が、整備法における宅地建物取引業法の改正規定と同日の令和4年5月18日に施行されました。

また、借地借家法の改正に伴い、借地借家法施行令（令和4年政令第187号）及び借地借家法施行規則（令和4年法務省令第29号）が制定され、令和4年5月18日に施行されたところです。

今般、以上に関する別添1～4の資料について、法務省より別紙のとおり関係団体に周知していただきたい旨、依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対する周知をいただくようお願い申し上げます。

以上